

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	通常砂防事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	3	安全安心で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	(5)	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和4年11月25日		
事業所管	土木部	砂防課	
	保全班	(内線)	3076
課(室)長名	浅岡 哲彦		

1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備			
	<国の主な採択基準> 次のいずれかの要件に該当し、事業費が1億円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1. 1級河川又は2級河川の水系に係るもので、次のいずれか該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。 ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。 ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。 2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流出するおそれがある溪流で次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、道路、鉄道、橋梁等のうち相当規模以上のもの。)及び市町地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ※砂防法第5条で都道府県知事が管理・工事を施行するとされている。			
	<負担区分(%)>		<県費の継ぎ足し>	
	国	県	地元	条件
50	50	0		
			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<p>本県では、土石流危険溪流が6,196箇所と全国7位の危険溪流が存在し、そのうち事業採択要件に該当する2239箇所の整備率は15.8%と低い状況にある。過去に何度も土石流による被害が発生しており、昭和57年の長崎大水害や令和3年度の雲仙などで土石流により人命が奪われていることから、県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。</p> <p>事業着手箇所は、保全対象区域内の「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の災害時要配慮者利用施設」「道路」「鉄道」「河川」等の事業効果を見込む施設数や、「地元の要望」「用地取得の見込み熟度」「費用対効果」「被災実績」等により選定している。</p> <p>費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「事業所数」「公共施設」「災害時要配慮者利用施設」「道路」などの施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である人身被害(医療費)と精神的被害である人身被害(精神的損害額)、土石流氾濫に伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。</p>
---------	--

3. 令和5年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	家ノ平川(口)	五島市
2	淵之元川(口)	五島市
3	高井旅川(ハ)	新上五島町
4	段ノ際川	対馬市
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

令和5年度新規要求箇所評価調査(通常砂防事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
やのひらかわ(る) 家ノ平川(口)	五島市	県	R11	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	300,000	150,000	135,000	15,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家3戸、国道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=1.8>1.00	令和4年1月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	40,000	20,000	18,000	2,000	0			
				費用便益比	B/C=1.8>1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%				
ふちのもとがわ(る) 淵之元川(口)	五島市	県	R11	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	350,000	175,000	157,500	17,500	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家4戸、国道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=1.7>1.00	令和3年11月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	45,000	22,500	20,250	2,250	0			
				費用便益比	B/C=1.7>1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%				
たかいたびがわ(は) 高井旅川 (ハ)	新上五島町	県	R11	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	400,000	200,000	180,000	20,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家13戸、中学校、国道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=5.7>1.00	令和4年5月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	50,000	25,000	22,500	2,500	0			
				費用便益比	B/C=5.7>1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%				
だんのさえがわ 段ノ降川	対馬市	県	R11	砂防えん堤工 1基 溪流保全工 1式	300,000	150,000	135,000	15,000	0	当該箇所は、土砂災害警戒区域等に指定され、流域内は全体的に荒廃が進み土砂の生産源となっており、出水時には土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家14戸、比田勝中学校(避難場所)への唯一の道路である市道等があり、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=3.5>1.00	令和4年1月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	35,000	17,500	15,750	1,750	0			
				費用便益比	B/C=3.5>1.00		負担割合	国:県:地元=50%:50%:00%				
合計					1,350,000	675,000	607,500	67,500	0			
					170,000	85,000	76,500	8,500	0			

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	火山砂防事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	3	安全安心で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	(5)	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和4年11月25日		
事業所管	土木部	砂防課	
	保全班	(内線)	3076
課(室)長名	浅岡 哲彦		

1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備																		
	<国の主な採択基準> 火山地域において、次のいずれかの要件に該当し、事業費が1億円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1. 1級河川又は2級河川の水系に係るもので、次のいずれか該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。 ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。 ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの。 2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流出するおそれがある溪流で次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、道路、鉄道、橋梁等のうち相当規模以上のもの。道路は国道や県道など)及び市町地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護。 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ※砂防法第5条で都道府県知事が管理・工事を施行するとされている。																		
	<負担区分(%)> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>45</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			国	県	地元	条件	55	45	0									
	国	県	地元	条件															
55	45	0																	
<県費の継ぎ足し> <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																			

3. 令和5年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	小江原川(口)	長崎市
2	神ノ崎川(口)	長崎市
3	小ヶ倉川(口)	長崎市
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<p>本県では、土石流危険溪流が6,196箇所と全国7位の危険溪流が存在し、そのうち事業採択要件に該当する2239箇所の整備率は15.8%と低い状況にある。過去に何度も土石流による被害が発生しており、昭和57年の長崎大水害や令和3年度の雲仙などで土石流により人命が奪われていることから、県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。</p> <p>事業着手箇所は、保全対象区域内の「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の災害時要配慮者利用施設」「道路」「鉄道」「河川」等の事業効果を見込む施設数や、「地元の要望」「用地取得の見込み熟度」「費用対効果」「被災実績」等により選定している。</p> <p>費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「事業所数」「公共施設」「災害時要配慮者利用施設」「道路」などの施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である人身被害(医療費)と精神的被害である人身被害(精神的損害額)、土石流氾濫に伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。</p>
---------	--

令和5年度新規要求箇所評価調書(火山砂防事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村 名	事業 主体	事業 完了 予定 年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合 評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
こえぼるがわ(ろ) 小江原川(口)	長崎市	県	R11	砂防えん堤工 1基 渓流保全工 1式	350,000	192,500	141,750	15,750	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家133戸、県道、市道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=24.4>1.00	令和元年7月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0			
				負担割合 国:県:地元=55%:45%:00%								
かみのさきがわ(ろ) 神ノ崎川(口)	長崎市	県	R11	砂防えん堤工 1基 渓流保全工 1式	400,000	220,000	162,000	18,000	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家23戸、公民館、浄水場等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=4.3>1.00	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0			
				負担割合 国:県:地元=55%:45%:00%								
こがくらがわ(ろ) 小ヶ倉川(口)	長崎市	県	R11	砂防えん堤工 1基 渓流保全工 1式	350,000	192,500	141,750	15,750	0	当該箇所は、土砂災害特別警戒区域に指定され、流域内は全体に荒廃が進み土砂の生産源となっており、異常出水による土石流の発生が懸念される。保全区域内には、人家90戸、避難所、公民館、国道、市道等があり土石流による被害は甚大なものと予想される。このような状況を鑑み、砂防施設の整備により土砂災害を未然に防止する必要がある。 費用便益比 B/C=17.3>1.00	平成28年7月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	40,000	22,000	16,200	1,800	0			
				負担割合 国:県:地元=55%:45%:00%								
合計					1,100,000	605,000	445,500	49,500	0			
					120,000	66,000	48,600	5,400	0			

事業評価調書〔新規要求公共事業〕

<様式1>

評価対象事業名	急傾斜地崩壊対策事業		
長崎県総合計画上の位置づけ	柱	3	夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
	基本戦略	3	安全安心で快適な地域を創る
	施策	(3)	災害に強く、命を守る強靱な地域づくり
	事業群	(5)	防災・減災対策のための国土強靱化の推進

作成年月日	令和4年11月25日		
事業所管	土木部	砂防課	
	保全班	(内線)	3076
課(室)長名	浅岡 哲彦		

1. 事業の概要

事業概要	<事業の主な実施内容> 斜面の安定を図るため、法面工、擁壁工、排水工を実施する。											
	<国の主な採択基準> 次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているもの。 1. 急傾斜地の高さが10m以上。(市町地域防災計画に位置づけられた避難路及び要配慮者利用施設が存する場合は「10m」を「5m」に読み替える。) 2. 移転適地がないこと。 3. 土砂災害(特別)警戒区域に指定されていること。 4. 次のいずれかの要件に該当するもの ① 人家概ね10戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの。(市町地域防災計画に位置づけられた避難路を有する急傾斜の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替える。要配慮者利用施設が存する場合は、「10戸」を「5戸」に読み替え、収容人員等3名を人家1戸に換算できる。) ② 市町地域防災計画に位置づけられた避難場所若しくは市町地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの ※急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第12条で当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められる場合は都道府県が施行するものとされている。国直轄事業は無く、市町の国補助事業は地域がけ事業(災害復旧関連)。											
	<負担区分(%)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40~47.5</td> <td>40~47.5</td> <td>20~5</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <県費の継ぎ足し> <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国	県	地元	条件	40~47.5	40~47.5	20~5				
国	県	地元	条件									
40~47.5	40~47.5	20~5										

2. 新規要求における事業評価の視点

事業評価の視点	<p>本県は、急峻な地形が多く、急傾斜地危険箇所が8,866箇所と全国16位の危険箇所が存在し、そのうち事業採択要件に該当する4,157箇所の整備率は28.9%と低い状況にある。がけ崩れによる被害は頻度が高く、少降雨でもがけ崩れが発生し尊い人命が奪われており、昭和57年の長崎大水害ではがけ崩れで多数の人命が奪われていることから、土砂災害から県民の生命・財産を保護するため、対策の推進を図っている。</p> <p>事業着手箇所は、「地元の要望」「工事協力や用地寄付の同意」を必須条件としており、保全対象区域内の「保全人家戸数」「公共施設」「老人ホーム等の災害時要配慮者利用施設」等の事業効果を見込む施設数や、「被災実績」「費用対効果」等により選定している。</p> <p>費用対効果における便益には、「保全人家戸数」「要配慮者利用施設」「道路」等の施設数により、人身被害(逸失利益)、間接被害の事後的被害である精神的被害である人身被害(精神的損害額)、がけ崩れに伴う資産の破損等の物理的な被害額の軽減効果を算定している。</p>
---------	--

3. 令和5年度新規要求箇所

No.	事業箇所名	市町村名
1	大崎里乙(1)地区	長崎市
2	田中(7)地区	長崎市
3	三川(2)地区	長崎市
4	棚方(10)地区	佐世保市
5	棚方(29)地区	佐世保市
6	棚方(42)地区	佐世保市
7	赤崎(8)地区	佐世保市
8	日野(46)地区	佐世保市
9	日野(77)地区	佐世保市
10	袖木(2)地区	佐世保市
11	木風(44)地区	佐世保市
12	中原地区	佐世保市
13	白岳(1)地区	佐世保市
14	石坂(3)地区	佐世保市
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

令和5年度新規要求箇所評価調書(急傾斜地崩壊対策事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
おおさききとおつ 大崎里乙(1) 地区	長崎市	県	R10	法面工 A=2,600㎡	250,000	100,000	90,000	10,000	50,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家12戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから早急に対策を行う必要がある。	令和4年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=3.4>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				
たなか 田中(7)地区	長崎市	県	R12	法面工 A=10,000㎡	800,000	320,000	288,000	32,000	160,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家31戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから早急に対策を行う必要がある。	令和4年12月に地元からの要望書を受領予定。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=2.7>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				
みかわ 三川(2)地区	長崎市	県	R14	法面工 A=8,000㎡ 土砂捕捉工 L=80m	840,000	399,000	359,100	39,900	42,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家16戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから早急に対策を行う必要がある。	令和4年12月に地元からの要望書を受領予定。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,500	8,550	950	1,000			
				費用便益比	B/C=1.2>1.00		負担割合	国:県:地元=47.5%:47.5%:5%				
たなかた 棚方(10)地区	佐世保市	県	R13	法面工 A=4,500㎡	380,000	152,000	136,800	15,200	76,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、22戸の保全人家が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=3.9>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				

令和5年度新規要求箇所評価調書(急傾斜地崩壊対策事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
たなかた 棚方(29)地区	佐世保市	県	R10	法面工 A=2,200㎡	200,000	80,000	72,000	8,000	40,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、18戸の保全人家が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和2年6月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=6.4>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				
たなかた 棚方(42)地区	佐世保市	県	R14	法面工 A=5,200㎡	440,000	209,000	188,100	20,900	22,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、17戸の保全人家と要配慮者施設1棟、佐世保市の幹線道路である2級市道が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和2年9月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,500	8,550	950	1,000			
				費用便益比	B/C=3.6>1.00		負担割合	国:県:地元=47.5%:47.5%:5%				
あかさき 赤崎(8)地区	佐世保市	県	R9	法面工 A=960㎡	100,000	45,000	40,500	4,500	10,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、16戸の保全人家が存在する急傾斜地である。加えて、斜面上部の県道は佐世保市地域防災計画にて避難路として位置付けられている。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	平成25年9月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,000	8,100	900	2,000			
				費用便益比	B/C=11.7>1.00		負担割合	国:県:地元=45%:45%:10%				
ひの 日野(46)地区	佐世保市	県	R14	法面工 A=6,300㎡	530,000	238,500	214,650	23,850	53,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、35戸の保全人家と二級河川が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	30,000	13,500	12,150	1,350	3,000			
				費用便益比	B/C=4.3>1.00		負担割合	国:県:地元=45%:45%:10%				

令和5年度新規要求箇所評価調書(急傾斜地崩壊対策事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
ひの 日野(77)地区	佐世保市	県	R14	法面工 A=7,800㎡	650,000	308,750	277,875	30,875	32,500	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、27戸の保全人家、要配慮者施設1棟、県道が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	15,000	7,125	6,413	712	750			
				費用便益比	B/C=5.6>1.00		負担割合	国:県:地元=47.5%:47.5%:5%				
ゆのき(2)ちく 柚木(2)地区	佐世保市	県	R14	法面工A=6,000㎡	500,000	200,000	180,000	20,000	100,000	当地区は土砂災害特別警戒区域に指定されており、15戸の保全人家が存在する急傾斜地である。過去に降雨の影響による小規模な落石等があり、今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が懸念されることから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=2.1>1.00		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				
きかぜ(44)ちく 木風(44)地区	佐世保市	県	R13	法面工A=11,900㎡	980,000	441,000	396,900	44,100	98,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家17戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年2月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,000	8,100	900	2,000			
				費用便益比	B/C=1.3>1.00		負担割合	国:県:地元=45%:45%:10%				
なかほらちく 中原地区	佐世保市	県	R13	法面工A=9,800㎡	810,000	364,500	328,050	36,450	81,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家18戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,000	8,100	900	2,000			
				費用便益比	B/C=1.6>1.00		負担割合	国:県:地元=45%:45%:10%				

令和5年度新規要求箇所評価調書(急傾斜地崩壊対策事業)

(ふりがな) 事業箇所名	市町村名	事業主体	事業完了 予定年度	事業概要 (上段:全体、下段:R5)	事業費(単位:千円) (上段:全体、下段:R5)					新規要望理由 (必要性、目的、効果、優先性、緊急性等)	地域の要望等	総合評価
					事業費	国費	県費		市町村費等			
							県債	一般財源				
しらたけ 白岳(1)地区	佐世保市	県	R13	法面工 A=5,000㎡	420,000	199,500	179,550	19,950	21,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の下に保全対象となる人家11戸、市道が存在する急傾斜地である。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年3月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	9,500	8,550	950	1,000			
				費用便益比	B/C=2.2>1.0		負担割合	国:県:地元=47.5%:47.5%:5%				
いしざか 石坂(3)地区	佐世保市	県	R10	法面工 A=2,390㎡	220,000	88,000	79,200	8,800	44,000	当地区は、土砂災害警戒区域等に指定され、急峻な崖地の上下に保全対象となる人家16戸が存在する。今後の降雨によっては、大規模な土砂災害が発生する危険性が極めて高いことから、早急に対策を行う必要がある。	令和3年5月に地元からの要望書を受領済み。	A
				測量・調査・設計 1式	20,000	8,000	7,200	800	4,000			
				費用便益比	B/C=4.8>1.0		負担割合	国:県:地元=40%:40%:20%				
合計					7,120,000	3,145,250	2,830,725	314,525	829,500			
					285,000	124,125	111,713	12,412	36,750			